

一般社団法人広島県旅行業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県旅行業協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、広島県における旅行業及び旅行サービス手配業の健全な発展に資するため、旅行業務及び旅行サービス手配業務等に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者に対する旅行サービスの向上を図るとともに、会員相互の連絡協調を図り、もって広島県の観光事業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、第3号から第6号までの事業は第5条に定める本会の会員に対して行う。

- (1) 旅行業法に基づく一般社団法人全国旅行業協会業務への協力と支援
- (2) 協同組合広島県旅行業協会との連携
- (3) 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの正会員及び正会員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者が取り扱った旅行業務又は協力会員が取り扱った旅行サービス手配業務に関する苦情の解決
- (4) 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取り扱いに従事する者に対する研修
- (5) 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための指導
- (6) 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発展を図るための調査、研究及び広報
- (7) 人材育成及び旅行需要の拡大
- (8) 旅行等に関する情報の収集及び提供・広報
- (9) 観光に関する関係行政機関・団体等との連絡協調
- (10) 社会貢献のための事業
- (11) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

旅行業法に基づき広島県知事登録又は広島県内に主たる事務所を置く観光庁長官登録を受けた旅行者で、一般社団法人全国旅行業協会の正会員であり、本会の目的に賛同して入会した者

(2) 協力会員

旅行業法に基づく旅行サービス手配業者又は旅行業法に基づき旅行業の登録を有し主な業務内容が旅行サービス手配業とする者であつて、広島県内に事務所があり本会の目的に賛同して入会した者

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書等を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の入会を承認された者は、定められた日までに、所定の手続きを完了しなければならない。

(入会の拒否)

第7条 本会の会員になろうとする者が、次の各号の一に該当するときは、入会を拒否することができる。

- (1) 代表者又は役員の中に、過去5年以内に旅行業法第50条第3項の規定により旅行業協会の保証社員の地位を失った旅行者の代表者又は役員となっていた者がいる場合。
- (2) 代表者又は役員の中に、本会又は旅行業協会において除名処分を受けた旅行者又は旅行サービス手配業者の代表者又は役員となっていた者がいる場合。
- (3) 代表者又は役員の中に、旅行業法における違反行為があり、過去5年以内に刑事処分等を受けた者がいる場合。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）。
- (5) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者。
- (6) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
- (7) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。
- (8) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (9) その他、拒否すべき正当な事由があるとき。

- 2 旅行業者代理業者を有している旅行業者であって、当該旅行業者代理業者に前項1号から8号の一に該当する者がいるときは、入会を拒否することができる。

(入会金及び会費の納入)

- 第8条 正会員は、総会で別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 協力会員は、理事会で別に定めるところにより協力会費を納入しなければならない。
 - 3 会費又は協力会費は、毎年、当該年度の所定の日までに納入するものとする。ただし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。
 - 4 既納の入会金、会費又は協力会費は返還しないものとする。

(登録事項等の変更の届出)

- 第9条 会員は、登録行政庁に変更登録又は登録事項の変更の届出を行った場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

(退会)

- 第10条 会員は、退会届を会長に提出し退会することができる。

(資格の喪失)

- 第11条 会員は、次の各号の一に該当するときに、その資格を失う。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 正会員については、一般社団法人全国旅行業協会の正会員でなくなったとき。
 - (4) 協力会員については、旅行業法に基づく登録を抹消されたとき又は広島県内に事務所がなくなったとき。
 - (5) 本会が解散したとき。
 - (6) 会費を当該年度中に納入しなかったとき。

(退会の勧告)

- 第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、会長は理事会の決議により退会の勧告をすることができる。
- (1) 正当な理由なく、総会又は理事会の決議した規則に違反する行為があつたとき。
 - (2) 会長による文書警告に従わなかつたとき。
 - (3) 旅行業法における違反行為があり、刑事等処分を受けたとき。
- 2 前項の場合において、退会の勧告に係る者の住所が知れないとき、又はその者に対して通知することができないときは、通知に代えて、その旨電磁的方法等適切な方法で告示するものとする。
 - 3 理事会は、退会の勧告に先だつて事務局に必要な事項の調査、報告を命ずることができる。

(除名)

第13条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。この場合において、当該会員に対し総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款、その他の規則又は総会の決議に違反したとき。
- (3) 旅行業法第45条第3項の規定に違反したとき。
- (4) 退会の勧告に従わなかったとき。
- (5) 第7条に定める入会拒否事由に該当することが判明したとき。
- (6) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又はその者に対して通知することができないときは、通知に代えて、その旨電磁的方法等適切な方法で告示するものとする。

(権利の喪失)

第14条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費又は協力会費及びその他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

(賛助会員)

第15条 本会は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事会で別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項のほか、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、一般法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

(種類及び開催)

第18条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催するものとする。

- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、正会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した文書をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。
 - 3 総会の招集は、総会の目的である事項及びその内容、日時並びに場所、その他法令で定める事項を示して開会の日の1週間前までに書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第20条 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長に事故等による支障があるときは、当該総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

- 第21条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

- 第22条 総会の決議は、すべての正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) 事業の全部の譲渡
 - (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

- 第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は本会の議決権を有する他の正会員1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第25条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理 事 10名以内(会長、副会長、専務理事を含む。)
 - (5) 監 事 2名以内
- 2 前項の第1号から第4号をもって一般法上の理事とする。
- 3 会長は、一般法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は、正会員及び観光事業に関する学識経験者のうちから総会において選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事会の決議により、理事の中から一般法上の業務執行理事を選定することができる。
 - 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 5 第7条第1項1号から8号又は第2項の一に該当する者は、役員になることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 会長は、代表理事として、本会の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
 - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
 - 4 業務執行理事は、会長の命を受けその職務を行う。
 - 5 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の
終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の
終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 増員によって就任した役員任期は、その就任の日から他の理事の任期満了の日までとする。
 - 5 役員は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により
退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議
は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる
多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

- 第31条 役員は、無報酬とする。ただし、総会で必要と認めるときは、その範囲内で支給することが
できる。

(顧問)

- 第32条 本会に顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は総会の同意を得て、観光事業に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議
に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(設置)

- 第33条 本会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限等)

- 第34条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会に提出する議案の決定
 - (2) 総会によって委任された事項の決定
 - (3) 前2号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 - 3 会長は、理事から会議の目的である事項を示した文書をもって理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を開催日の1週間前までに通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長に事故等による支障があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(業務の報告)

- 第39条 会長及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

- 第41条 本会に、第4条に定める本会の事業の円滑な運営を図るため、次の常任委員会を置くものとする。
- (1) 苦情に関する委員会

- (2) 研修に関する委員会
 - (3) 指導・調査・広報に関する委員会
 - (4) 業務・経営推進に関する委員会
 - (5) 福祉厚生及び組織の運営に関する委員会
- 2 常任委員会の委員は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
 - 3 前2項のほか、常任委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。
 - 4 会長は、本条第1項の常任委員会のほか、必要に応じ、理事会の決議を得て、委員会を置くことができる。

第8章 事務局

(事務局)

- 第42条 事務局を設置し、事務局長1名及び職員を置くことができる。
 - 2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

- 第43条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置く。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (6) 事業報告及び計算書類等
 - (7) 監査報告
 - (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 資産及び会計

(事業年度)

- 第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

- 第45条 本会の資産は、会費、入会金、賛助会費その他の収入から成るものとする。

(資産等の管理)

- 第46条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

- 第47条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了とともに、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(基金)

第49条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拋出された基金は、基金の拋出者と合意した期日まで返還しない。

- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行わない。

(清算人)

第53条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは理事以外の者から選任することができる。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 4 条 本会の公告は、本会の主たる事務所において不特定多数の者が公告の内容を認識できる場所に掲示する方法による。

第 12 章 雑則

(細則)

第 5 5 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1. 設立時の役員の任期は、第 29 条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
2. 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
3. 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。

花岡 正雄

4. この定款に定めのない事項は、すべて一般法その他の法令によるものとする。

附 則

1. この定款は、2018 年 2 月 27 日臨時総会の承認に基づき施行する。